

# 社会保険加入について

社会保険（健康保険・厚生年金・雇用保険）の加入については**会社と労働者**が条件を満たしている必要があります。

別紙フロー図（資料1～2）に基づき、強制適用となる場合は社会保険に加入しなくてはなりません。

## 社会保険加入による主なメリットは

### 健康保険 （協会けんぽ）

- ・保険料負担が安い（会社が半額負担）  
（扶養者による増額がない）
- ・けがや病気・出産で働けなくなった場合給付が受けられる

資料7

### 厚生年金

- ・将来の老齢年金額が増額
- ・障害や遺族年金額が増額
- ・扶養の配偶者は保険料0円で年金加入

資料9

### 雇用保険

- ・失業した場合給付が受けられる
- ・再就職した場合給付が受けられる
- ・高齢や出産で給与が下がった場合給付が受けられる

資料10

ご自身が社会保険に加入しているか確認するには

給与明細書に健康保険料、厚生年金保険料、雇用保険料の天引きがあれば加入しています。

## 加入の手続きは

- 社会保険：年金事務所（健康保険・厚生年金を同時に手続き）
  - 雇用保険：公共職業安定所
- で行っておりますので、未加入の場合はご相談ください。



加入手続きに不安がある場合は・・・

## 社会保険労務士にご相談ください

社会保険労務士は

「どのように社会保険の加入手続きを行っていいかわからない」といった事業主の皆さまに代わって、社会保険加入手続き業務をお引き受けしています。

社会保険加入手続きについてお困りの場合は、国家資格者である社会保険労務士にご相談ください。

まずは、各県の社会保険労務士会にお問い合わせください。

全国社会保険労務士会連合会HPより検索できます。

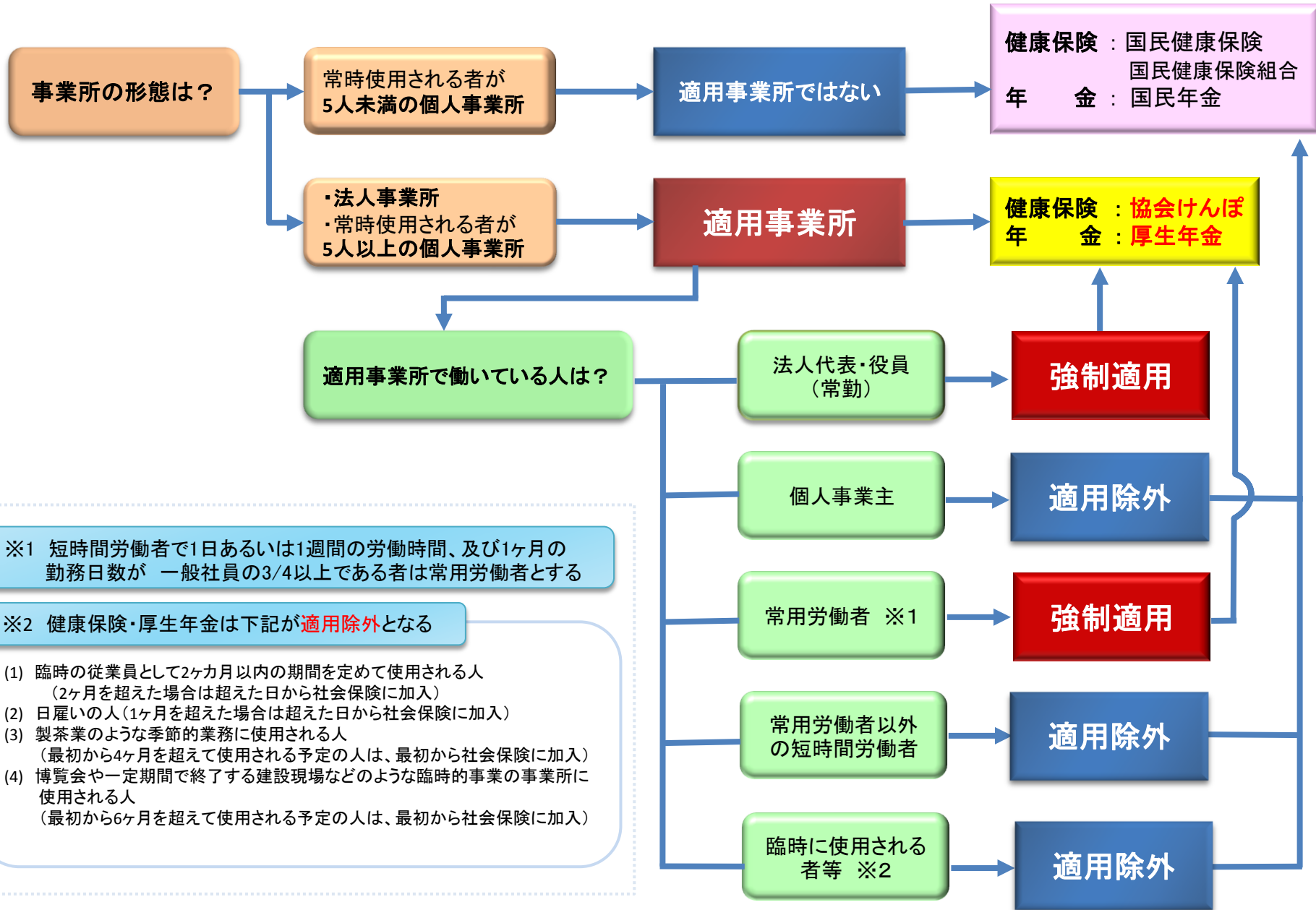
<http://www.shakaihokenroumushi.jp/footer/list/>

群馬県社会保険労務士会

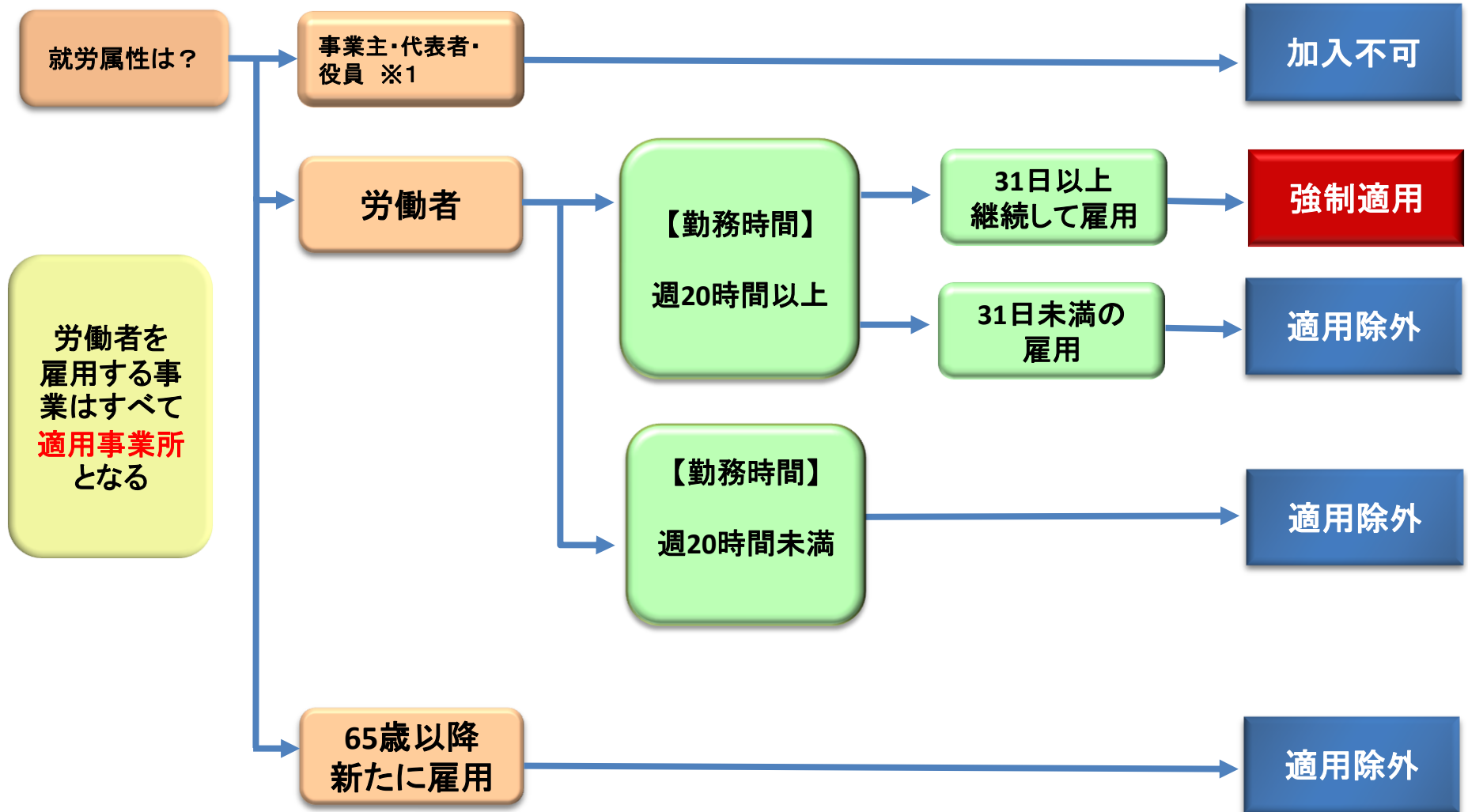
<http://gunma-sharoushi.com/>

TEL: 027-253-5621

# 社会保険(健康保険・厚生年金)の適用について



## 社会保険(雇用保険)の適用について



- ※1 ただし、使用人兼務役員(取締役工事部長など)について、使用人部分は加入可  
※2 労働者のうち31日以上継続して雇用されない者は日雇労働被保険者となれる。  
(その場合は自ら公共職業安定所で手続きが必要)

## 健康保険について

適用事業所であれば、**全国健康保険協会**が運営する健康保険（通称「**協会けんぽ**」）に加入することが必要となります。



しかし…

適用事業所でも**国民健康保険組合**に加入している場合もある。



その理由は…

従前から国民健康保険組合に加入していた**個人事業主が法人化した場合**、常時使用する労働者が**5人以上に増加した場合**は、健康保険被保険者適用除外承認申請を行っていれば、そのまま国民健康保険組合に継続して加入できる。  
（適法に加入しているとみなされる）

### 国民健康保険組合とは

国民健康保険組合同種の事業又は業務に従事する者を組合員として国民健康保険事業を運営することが認められた保険者

（建設業では**建設国保**や**全国土木建築国保**等がある）

主に一人親方の職人、従業員5人未満の個人事業所の事業主とその従業員が加入

# 労働者と請負者

労働者(雇用契約)と請負者(請負契約・業務委託契約)を明確に区分した上で、労働者についての保険加入手続きを適切に行う。



諸経費を削減したいからといって、今まで雇用関係にあった労働者を 請負者(一人親方・個人事業主)として請負契約を結ぶことは避ける。

	労働者＝雇用契約	請負者(一人親方・個人事業主) ＝請負契約・業務委託契約
指揮命令	使用者の指揮命令を受ける	注文者の指揮命令を受けない
賃金・報酬	労働時間に基づき計算された賃金が支払われる	仕事の完成で報酬が支払われる(賃金ではなく外注費として)
勤務時間	会社に決められ管理されている	本人の裁量で決めることができる
社会保険加入	加入の必要あり	加入の必要なし
労働基準法	適用を受ける(残業・有休等)	適用を受けない
労災保険	元請企業が加入している労災が適用される	元請企業が加入している労災は適用されない(個人で特別加入する)

# 社会保険の加入状況の確認

下請企業 → 施工体制台帳や再下請通知書の「健康保険等の加入状況」欄で確認  
 作業員 → 作業員名簿の「社会保険」欄で確認

	適用除外者以外		
	健康保険	年金	
法人 個人事業所 (常時5人以上)	全国健康保険協会	厚生年金	OK
	国民健康保険組合 (建設国保や全国土木建築国保)	厚生年金	OK
	国民健康保険組合 (建設国保や全国土木建築国保)	国民年金	加入指導
	国民健康保険	国民年金	加入指導
	空欄	空欄	加入指導
個人事業所 (常時5人未満)	国民健康保険組合 (建設国保や全国土木建築国保)	国民年金	OK
	国民健康保険	国民年金	OK

## 社会保険未加入事業所が加入手続きをした場合



過去の保険料も遡及して請求されるか？

厚生労働省は、現時点では**自主的に加入**した事業所については、「新規適用届」を受けた日をもって適用する方針。  
このため過去にさかのぼって保険料を請求されることはない。



ただし、次の場合は遡及して保険料の支払いを求められる

厚生労働省の**立入検査**などで加入を指導された場合  
(最大2年分遡及して保険料納付)

罰則は6ヶ月以下の懲役、または50万円以下の罰金となっているが、適用例は少ない

今後は国税庁と厚生労働省の間での情報のやりとりにより納税データをもとに未加入企業を割り出すことが計画されているので、早い段階で会社として「**自主的に**」社会保険に加入した方がよい。



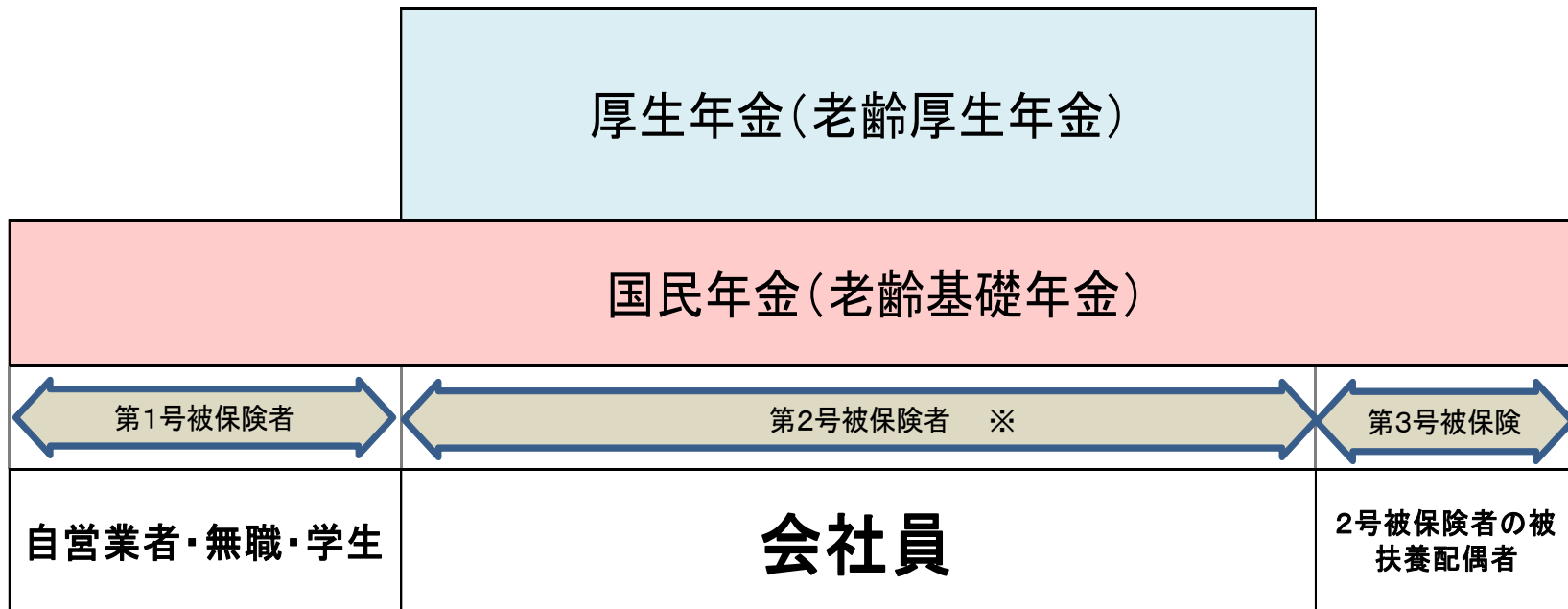
# 社会保険加入・未加入の健康保険の比較

	協会けんぽ (社会保険加入)	国民健康保険 (社会保険未加入)
管掌	全国健康保険協会(各県支部)	市町村
加入者	会社員やその扶養家族 (厚生年金とセットで加入)	自営業者、無職、会社員以外
保険料	<p>標準報酬月額(給与の平均額)×9.95% (内半分は会社が負担)</p> <p>(例)35歳 給与月額30万円・扶養者2人の場合 健康保険料 14,925円 (扶養者がいても金額は変わらない)</p> <p><b>保険料は会社が半額負担し、扶養者による増額がない為国民健康保険よりも保険料が安くなる</b></p>	<p>前年の所得に基づいて計算 (世帯の人数により増額)</p> <p>(例)35歳 給与月額30万円・扶養者2人の場合 健康保険料 28,038円 (扶養者の人数により増額)</p>
給付	<b>医療費3割負担、高額療養費、出産一時金等(協会けんぽも国民健康保険・もほぼ同じ)</b>	
	<p><b>傷病手当金</b></p> <p>病気や怪我で働けなくなり、無給になった場合支給</p> <p>(例)35歳 給与月額30万円の場合 1日6,600円が1年6ヶ月支給される</p>	<p><b>傷病手当金</b></p> <p>なし</p>
	<p><b>出産手当金</b></p> <p>産前産後休業中、無給になった場合支給</p> <p>(例)35歳 給与月額30万円の場合 1日6,600円が産前42日産後56日間支給される</p>	<p><b>出産手当金</b></p> <p>なし</p>
	<b>傷病手当金と出産手当金については協会けんぽの方が手厚い給付になっている</b>	

# 国民健康保険組合の場合

	全国建設業国民健康保険組合 (建設国保)	全国土木建築国民健康保険組合 (土建保)
管掌	全国建設業国民健康保険組合	全国土木建築国民健康保険組合
加入者	建設業従事者	建設業従事者(事業所単位で加入)
保険料	区分(一人親方や個人事業主等)や年齢による 定額制 (例)35歳 給与月額30万円・扶養者2人の場合 健康保険料 25,500円 (扶養者の人数により増額)	基準報酬月額(給与の平均額)×9.1% (会社が負担分あり) (例)35歳 給与月額30万円・扶養者2人の場合 健康保険料 11,700円 (扶養者がいても金額は変わらない)
給付	<b>医療費3割負担、高額療養費、出産一時金等(協会けんぽも国民健康保険・もほぼ同じ)</b>	
	<b>傷病手当金(疾病入院給付金)</b> 病気や怪我で働けなくなり、入院した場合支給 (例)35歳 給与月額30万円の場合 1日4,400円が6ヶ月支給される	<b>傷病手当金(疾病入院給付金)</b> 病気や怪我で働けなくなり、入院した場合支給 (例)35歳 給与月額30万円の場合 1日6,600円が1年6ヶ月支給される
	<b>出産手当金</b> 産産前産後業務に服さなかった期間支給 (例)35歳 給与月額30万円の場合 1日4,400円が産前42日産後56日間支給される	<b>出産手当金</b> 産産前産後業務に服さなかった期間支給 (例)35歳 給与月額30万円の場合 1日6,600円が産前42日産後56日間支給される
		<b>協会けんぽとほぼ同等</b>

# 社会保険加入・未加入の公的年金の比較



加入期間	20歳～60歳	入社時の年齢(20歳前でもOK)～70歳	20歳～60歳
保険料	月額: 15,250円	給与に対応した標準報酬月額×約17% (その内半額を会社が負担) (例)標準報酬月額36万円 本人負担額36万×17.12%＝61,632÷2＝30,816円	0円
給付額	基礎年金 786,500円 (40年加入の場合)	基礎年金 786,500円＋厚生年金 1,200,000円 (平均的収入(平均標準報酬36.0万円)で40年間就業した場合)	基礎年金 786,500円
	社会保険未加入	社会保険加入	社会保険加入

※65歳以上の会社員は扱いが異なります

# 雇用保険の主な給付と保険料

こんな場合		給付		給付の内容
失業したとき	一般被保険者	求職者給付	基本手当	基本手当の場合 ・給付額 賃金日額の60%~80% ・給付日数 90日~360日 (自己都合退職の場合3ヶ月間の給付制限あり)
	高年齢雇用継続被保険者 (65歳以上)		高年齢求職者給付	基本手当の30日分(被保険者期間1年未満)又は 50日分(被保険者期間1年以上)
再就職したとき	早期に再就職したとき	就職促進給付	再就職手当	基本手当日額×支給残日数×40%
	公共職業訓練を受けるために住所を変更したとき		移転費	一定の要件を満たした場合に、移転に要した費用
	広範囲の地域にわたる求職活動をしたとき		広域求職活動費	一定の要件を満たした場合に、求職活動に要した交通費及び宿泊費用
在職中	高年齢で賃金が下がった場合 (定年再雇用等)	雇用継続給付	高年齢雇用継続給付	最大で各月の賃金の15%
	育児休業したとき		育児休業給付	休業開始時賃金日額×支給日数×50%(子が1歳に到達するまで)
	介護休業したとき		介護休業給付	休業開始時賃金日額×支給日数×40%
教育訓練(厚生労働大臣指定)を受講したとき		教育訓練給付	教育訓練給付金	教育訓練費用の20%(上限10万円)

保険料	賃金月額×6/1000(本人負担分)	月額300,000円の場合…雇用保険料1,800円(本人)
	賃金月額×10.5/1000(会社負担分)	月額300,000円の場合…雇用保険料3,150円(会社)